

全日本ランバイク選手権シリーズ 公式競技ルールブック

2026.03.03制定版

目次

前文～RCSの理念～

第1章 総則

第1条 大会の位置づけ

第2条 規約の効力

第3条 用語の定義

第4条 最終判断

第2章 開催クラス

第5条 クラス区分

第6条 クラスの開催

第7条 OPENクラスの位置付け

第8条 クラス決定方法

第3章 年間シリーズおよびランキング制度

第9条 シリーズ戦

第10条 ポイント付与対象

第11条 ポイント配分

第12条 年間ランキング

第13条 OPENクラスのポイント

第14条 チームランキング

第15条 年間表彰

第4章 年齢基準日および参加クラスの決定

第16条 基準日による年齢判定

第17条 基準日の設定

第18条 OPENクラス参加資格

第5章 エントリーおよび受付

第19条 エントリー

第20条 エントリー内容確認

第21条 受付

第22条 本人確認

第23条 車両および装備品申告書

第24条 前車検

第6章 車両規定

第25条 基本条件

第26条 車両寸法および重量

第27条 ハンドルおよびブレーキ

第28条 シートポスト

第29条 ステムおよびコラム

第30条 取付禁止状態

第31条 安全状態

第7章 服装および装備規定

第32条 ヘルメット

第33条 プロテクターおよび装備

第34条 履物

第35条 違反時の扱い

第8章 大会運営協力および前日設営

第36条 運営協力義務

第37条 お手伝い割り当て

第38条 集合およびキャッシュバック

第39条 前日設営

第40条 前日受付および試走

第9章 スタート招集および待機

第41条 コース試走の制限

第42条 ブリーフィング

第43条 シグナル練習

第44条 待機場所

第45条 招集応答

第46条 グリッド選択

第47条 スタート直前

第48条 規定外事案

第10章 競技規定

第49条 スタート

第50条 フライング判定

第51条 斜行

第52条 コース内不正行為

第53条 補助行為

第11章 接触・進路妨害規定

第54条 基本原則

第55条 用語の定義

第56条 進路変更の原則

第57条 並走状態における走行

第58条 前方への進路取得

第59条 コーナーにおける走行

第60条 違反不成立

第61条 並走の判断補足

第62条 進路変更の判断

第63条 違反成立の判断

第12章 ペナルティおよびチャレンジ規定

第64条 ペナルティポイント対象

第65条 累積ペナルティ

第66条 決勝レースの特例

第67条 その他の違反による順位処理

第68条 チャレンジ制度

第69条 判定映像

第13章 ゴール判定およびゴールエリア

第70条 着順判定

第71条 ゴール後の待機

第72条 接触禁止

第73条 出走拒否

第74条 再車検移動

第14章 表彰

第75条 大会表彰

第76条 再車検

第77条 再車検前の接触禁止

第78条 年間表彰

第15章 撮影規定

第79条 基本事項

第80条 立入禁止区域

第81条 コースサイド撮影

第82条 服装および装備

第83条 撮影マナー

第84条 撮影者ミーティング

第85条 肖像権および二次利用

第86条 安全行動

第87条 撮影機材

第88条 ドローン撮影

第89条 違反時の措置

第16章 遵守事項および安全管理

第90条 規約遵守

第91条 保険および責任

第92条 会場内安全

第93条 撮影および肖像権

第94条 中止および返金

第95条 会場マナー

第96条 判定への抗議

後書き

競技としての約束

前文

— RCSの理念 —

ランバイクは、子どもたちが初めて「競争」を経験するスポーツです。勝敗だけではなく、努力・挑戦・失敗・克服を通じて成長していく過程そのものが、競技の価値であると私たちは考えます。

全日本ランバイク選手権シリーズ（RCS）は、ランバイク競技を単なる遊びやイベントではなく、継続的な努力の成果が評価される「スポーツ競技」として確立することを目的に開催されます。

そのため本大会では、公平性・安全性・再現性を重視し、すべての参加者が同一条件で競技に臨めるよう本ルールブックを定めます。選手・保護者・関係者の皆様には、本規則の趣旨をご理解いただき、競技の価値を守る一員として行動されることをお願い申し上げます。

第1章 総則

第1条 大会の位置づけ

- 1 本大会「全日本ランバイク選手権シリーズ（以下、RCS）」は、ランバイク競技をスポーツ競技として位置づけ、年間シリーズ戦として開催する競技大会とする。
- 2 RCSは安全かつ公平な競技環境のもと、競技力の向上および健全なスポーツ精神の育成を目的として実施する。

第2条 規約の効力

- 1 本ルールブックは、RCSにおける競技運営、参加条件、競技規則、車両および装備規定、ペナルティ規定、判定方法その他大会運営に関する基本規定を定めるものとする。
- 2 RCSに参加するすべての選手、同伴者、保護者および関係者は、本規約を遵守しなければならない。
- 3 本規約に同意できない者の参加は認めない。

第3条 用語の定義

本規約において使用する用語の定義は次のとおりとする。

- 1 失格
競技規則違反により当該レース結果を無効とする処分をいう。順位は繰り上げる。
- 2 出走資格取消
参加条件または安全規定を満たさないことにより競技参加を認めない措置をいう。当該大会のすべてのレース結果およびポイントは無効とし、順位の繰り上げは行わない。

第4条 最終判断

- 1 本規約に基づくすべての判定および処置の最終判断は、大会実行委員会および審判団が行う。
- 2 参加者は前項の決定に従わなければならない。

第2章 開催クラス

第5条 クラス区分

RCSは次のクラスにより開催する。

- 1 2歳クラス
- 2 3歳クラス
- 3 4歳クラス
- 4 5歳クラス
- 5 6歳クラス
- 6 7・8歳クラス
- 7 OPENクラス

第6条 クラスの開催

- 1 各クラスは独立した競技区分として開催する。
- 2 主催者はクラスの統合または分割を行わない。
- 3 大会運営上必要な場合、複数クラスを同時進行で実施することがある。
- 4 進行順序、コース割当およびレース構成は主催者が決定する。
- 5 参加者は前各項について異議を申し立てることはできない。

第7条 OPENクラスの位置付け

- 1 OPENクラスは年齢別クラスとは別区分の競技クラスとする。
- 2 OPENクラスの結果は年齢別クラスの順位および年間ランキングに影響しない。

第8条 クラス決定方法

- 1 参加クラスは、エントリー時に入力された生年月日を基に主催者が決定する。
- 2 参加者が任意にクラスを選択することはできない。
- 3 受付時に本人確認書類により生年月日を確認し、必要に応じて修正する。
- 4 修正の結果、参加条件を満たさない場合は出走資格取消とする。

第3章 年間シリーズおよびランキング制度

第9条 シリーズ戦

- 1 RCSは年間を通じて複数戦を開催するシリーズ戦とする。
- 2 年間シリーズは最大12戦で構成する。
- 3 大会数は天候、災害その他の理由により変更される場合がある。

第10条 ポイント付与対象

- 1 各クラスにおいてA決勝およびB決勝へ進出した選手24名をポイント付与対象とする。
- 2 失格となった選手には当該レースのポイントが付与しない。
- 3 出走資格取消となった選手は当該大会のすべてのポイントを無効とする。

第11条 ポイント配分

RCSシリーズポイントは次のとおり付与する。

- 1位40点、2位34点、3位29点、4位25点、5位22点、6位20点、
7位18点、8位17点、9位16点、10位15点、11位14点、12位13点、
13位12点、14位11点、15位10点、16位9点、17位8点、18位7点、
19位6点、20位5点、21位4点、22位3点、23位2点、24位1点

第12条 年間ランキング

- 1 年間ランキングは獲得ポイントの合計により決定する。
- 2 同点の場合は、単一大会で獲得した最高ポイントが高い者を上位とする。

第13条 OPENクラスのポイント

OPENクラスで獲得したポイントはOPENクラスのランキングのみに適用し、年齢別クラスのランキングには反映しない。

第14条 チームランキング

- 1 チーム単位の年間ランキングを設ける。
- 2 レース開催時点で所属しているチームに対し、所属選手全員の獲得ポイントを合算して加算する。
- 3 チーム人数による係数調整は行わない。
- 4 年度途中でチーム移籍した場合は、移籍した大会から新チームへ加算する。
- 5 OPENクラスのポイントはチームランキングに含めない。

第15条 年間表彰

- 1 第12戦終了後、年間ランキングに基づく年間表彰式を開催する。
- 2 年間ランキング上位10名を表彰対象とする。

第4章 年齢基準日および参加クラスの決定

第16条 基準日による年齢判定

- 1 RCSは年間シリーズ戦として公平性を確保するため、生年月日を基準としたクラス分けを採用する。
- 2 本大会のクラス分けは満年齢ではなく、本章に定める基準日における年齢により決定する。
- 3 大会開催日における年齢はクラス判定に影響しない。

第17条 基準日の設定

- 1 各大会における年齢判定は、主催者が定める大会ごとの基準日において行う。
- 2 基準日は各大会ごとに月単位で設定する。
- 3 参加者は基準日における年齢に基づきクラスを決定する。

第18条 OPENクラス参加資格

- 1 OPENクラスは年齢の上限を設けない。
- 2 9歳以上の選手はOPENクラスへ参加できる。
- 3 8歳以下の選手がOPENクラスへ参加する場合、年齢別クラスへのエントリーを必須とし、ダブルエントリーのみ認める。
- 4 年齢別クラスへエントリーしていない8歳以下の選手はOPENクラスに参加できない。
- 5 OPENクラスは過去にランバイクレースへの出場経験がある選手を対象とする。

第5章 エントリーおよび受付

第19条 エントリー

- 1 エントリーは主催者が定める期間内に行わなければならない。
- 2 エントリー費の振込は、エントリー日の翌日から起算し土日祝日を除く3営業日以内に行うものとする。
- 3 振込締切日を過ぎた場合、当該エントリーは無効とする。
- 4 前項の場合、参加希望者は2次エントリーより再度申し込みのうえ所定の差額を支払うものとする。
- 5 エントリー時には主催者からの連絡を確実に受信可能なメールアドレスを記入しなければならない。

第20条 エントリー内容確認

- 1 エントリー内容は主催者が発表する暫定エントリーリストをもって確認する。
- 2 参加者はエントリー後速やかに暫定エントリーリストを確認しなければならない。
- 3 修正依頼は主催者が指定する修正依頼フォームからのみ受け付ける。
- 4 修正期限を過ぎたもの、またはお問い合わせフォーム等からの修正依頼には対応しない。
- 5 エントリー期間内に再度フォームを送信した場合、最新のデータを有効とする。

第21条 受付

- 1 参加者はレース開始時刻の1時間前までに受付を完了しなければならない。
- 2 受付時間を過ぎた場合、当該参加者はキャンセル扱いとする。

第22条 本人確認

- 1 受付時には車両および装備品申告書および本人確認書類を提示しなければならない。
- 2 本人確認書類はマイナンバーカード原本または健康保険証原本とする。
- 3 海外選手はパスポートを提示するものとする。
- 4 本人確認書類を提示できない場合、当該参加者は出走資格取消とする。
- 5 本人確認書類は生年月日の確認および保険適用確認のために使用する。

第23条 車両および装備品申告書

- 1 参加者は車両および装備品申告書に必要事項を記入し提出しなければならない。
- 2 記入漏れがある場合、主催者は再提出を求めることができる。
- 3 申告内容に虚偽が認められた場合、出走資格取消とする。

第24条 前車検

- 1 海外選手は受付完了後、すべての装備を装着した状態で前車検を受けなければならない。
- 2 車検証は車体の外部から確認できる位置に貼り付けなければならない。
- 3 確認ができない場合、出走資格取消とする。

第6章 車両規定

第25条 基本条件

- 1 フレームおよび各パーツは本規約の要件を満たす場合に限りメーカーを問わず使用できる。
- 2 ランバイクは保護者または専門家により安全に整備された車両に限る。
- 3 車両に起因する事故および怪我について大会実行委員会は責任を負わない。

第26条 車両寸法および重量

- 1 ホイールベースは660mm以下とする。
- 2 タイヤを含む車両全長は960mm以下とする。
- 3 ライダーを除いた車体総重量は1,800g以上とする。
- 4 ハンドル幅はグリップ端を含め460mm以下とする。
- 5 ホイールサイズおよびタイヤサイズの制限は設けない。

第27条 ハンドルおよびブレーキ

- 1 ハンドルバーエンドにはキャップを装着し端面を露出させてはならない。
- 2 ブレーキは装着されていない、または機能しない状態でなければならない。
- 3 ハンドルをステム下部より下の位置へ取り付けてはならない。

第28条 シートポスト

- 1 シートポストはフレーム内に50mm以上差し込まなければならない。
- 2 シートポストはフレーム下部から20mm以上突出してはならない。

第29条 ステムおよびコラム

- 1 フォークコラム上端はステムのクランプ範囲内に収まっていなければならない。
- 2 フォークコラム上端はステム上端から20mm以上突出してはならない。
- 3 ヘッドベアリングにガタが生じる取り付け方法を禁止する。

第30条 取付禁止状態

次の状態は車検不適合とする。

- 1 トップキャップを締めても適正な予圧がかけられない状態
- 2 コラム上端がステム上端またはトップキャップ下面より高い状態
- 3 クランプ範囲内で十分に固定されていない状態
- 4 カーボンコラムにアンカーが存在しない状態
- 5 走行中の緩み・破損の恐れがある状態

第31条 安全状態

- 1 フレーム、ホイール、ハンドル、シートポストにひび割れまたは破損がある場合は車検不適合とする。
- 2 ボルトおよびナットは確実に固定されていないといけない。
- 3 接着、テープ、仮固定による補修を禁止する。

第7章 服装および装備規定

第32条 ヘルメット

- 1 選手は頭部サイズに適合したヘルメットを必ず着用しなければならない。
- 2 ヘルメットは正しい位置に装着し顎紐を適正な長さに調整すること。
- 3 顎下に横方向で指2本が入る程度を目安とする。
- 4 左右および上下にぐらつきがない状態で確実に固定されていなければならない。
- 5 チンガード付き軽量ヘルメットの使用を推奨する。

第33条 プロテクターおよび装備

- 1 グローブを着用しなければならない。
- 2 肘および膝プロテクターを正しい位置に装着しなければならない。
- 3 胸部プロテクト機能を有するボディプロテクターを装着しなければならない。

第34条 履物

- 1 履物は運動靴とする。
- 2 かかとが露出するもの、サンダル、ブーツ、スパイク等の使用を禁止する。

第35条 違反時の扱い

- 1 本章の規定に適合しない場合は出走資格取消とする。
- 2 レース終了後に違反が確認された場合も同様とする。

第8章 大会運営協力および前日設営

第36条 運営協力義務

- 1 本大会はスポーツ競技として開催し、保護者による公平な分担協力により運営する。
- 2 参加者および保護者は大会運営への協力義務を負う。
- 3 大会参加はお手伝いを含めた参加を前提とする。
- 4 指定されたお手伝い時間を確保できない場合、参加は認めない。
- 5 やむを得ずお手伝いができない場合、参加者は自己の責任において代替者を手配するものとする。

第37条 お手伝い割り当て

- 1 2歳クラスは実行委員会が担当する。
- 2 各クラスのお手伝いは抽選により次のとおり決定する。
 - ・ 2歳クラス参加者保護者より抽選15名 → 3歳クラス
 - ・ 3歳クラス参加者保護者より抽選15名 → 4歳クラス
 - ・ 4歳クラス参加者保護者より抽選15名 → 5歳クラス
 - ・ 5歳クラス参加者保護者より抽選15名 → 6歳クラス
 - ・ 6歳クラス参加者保護者より抽選15名 → 7・8歳クラス
 - ・ 7・8歳クラス参加者でOPENクラスにダブルエントリーしていない選手の保護者より抽選15名 → OPENクラス
 - ・ OPENクラス参加者および保護者 → 会場撤収
- 3 兄弟姉妹等の関係で担当が困難な場合、エントリー時に変更申請できる。
- 4 会場条件等により人数および内容を変更する場合がある。

第38条 集合およびキャッシュバック

- 1 お手伝いに選出された者はA決勝終了後速やかに本部テントへ集合しなければならない。
- 2 お手伝いを行った者には受付にて500円をキャッシュバックする。
- 3 キャッシュバックは当日のみ有効とする。
- 4 受領時にはお手伝いカードを提示しなければならない。

第39条 前日設営

- 1 前日設営参加者は主催者が指定する時刻までに集合し、設営参加台帳に記名する。
- 2 設営シールを受け取り胸部の見やすい位置に貼付する。
- 3 実行委員の指示に従い設営作業を行う。

第40条 前日受付および試走

- 1 前日設営参加者から受付を開始する。
- 2 設営シール確認後、試走を行うことができる。
- 3 前日設営の集合時刻、試走時間およびシグナル走行時間は大会ごとに主催者が定める。
- 4 前項の案内は、原則として大会開催週の木曜日までに公表する。
- 5 試走可能者は設営シールの確認ができた者に限る。
- 6 撤収時刻は大会ごとに主催者が定め、当日掲示または案内により告知する。
- 7 ただし、施設都合、天候その他やむを得ない事情により変更または当日告知となる場合がある。

第9章 スタート招集および待機

第41条 コース試走の制限

1 各クラスの走行は、前クラス競技終了後に主催者が案内する試走可能の指示があるまでコース試走を行ってはならない。

第42条 ブリーフィング

1 コース試走後に実施される競技ブリーフィングには、選手および補助者は必ず参加しなければならない。

第43条 シグナル練習

- 1 シグナル練習は各選手1回のみ参加可能とする。
- 2 シグナル練習終了後は速やかに自身の待機場所へ移動しなければならない。

第44条 待機場所

- 1 すべての招集はゼッケンに記載された待機場所で待機することを原則とする。
- 2 係員の指示があるまで待機場所を離れてはならない。
- 3 やむを得ず離れる場合は事前に実行委員へ申し出るものとする。
- 4 待機場所以外での待機を認めない。

第45条 招集応答

- 1 招集の呼び出しに応じない選手は当該レースの出走辞退とみなす。
- 2 係員からゼッケン提示を求められた場合は速やかに従うこと。
- 3 予備予選以降の招集では着順カードによる確認を行う。

第46条 グリッド選択

- 1 グリッド選択順は着順カードまたは抽選により決定する。
- 2 抽選は原則として選手本人が行う。やむを得ない場合のみ補助者が代行できる。
- 3 一度確定したグリッド位置の変更は認めない。
- 4 前の選手の選択確定後、次の選手が選択を行う。

第47条 スタート直前

- 1 スタート後、補助者は速やかに指定された場所へ移動しなければならない。
- 2 待機場所に私物を残してはならない。
- 3 競技エリア内に入場できる補助者は選手1名につき1名までとする。

第48条 規定外事案

本章に定めのない事項が発生した場合は実行委員の指示に従うものとする。

第10章 競技規定

第49条 スタート

- 1 スタートの成立はスタートゲートが開く方向へ動き出した瞬間とする。
- 2 スタートシグナル音はスタートゲート系の動作の目安とし、スタート判定の基準とはしない。
- 3 スタート時、選手以外はスタートグリッド後方の定められた位置まで下がらなければならない。
- 4 ファンファーレ開始後からスタートまで選手への接触および声掛けを禁止する。
- 5 前輪下部、後輪下部および前輪前部の3点は、スタートゲートが動き出す瞬間まで接地していなければならない。
- 6 2歳および3歳クラス等、主催者が困難と判断した場合は前項を適用しない。

第50条 フライング判定

- 1 フライングとは、スタートゲートが開く方向へ動き出す瞬間までに、前輪下部、後輪下部または前輪前部のいずれかが接地していない状態となった場合をいう。
- 2 前項の判定はスタートゲートの動作を基準とし、スタートシグナル音は判定基準としない。
- 3 フライング判定は審判2名の目視により行う。
- 4 審判は内側6グリッドおよび外側7グリッドを分担して判定することを原則とする。
- 5 疑義がある場合は当該レースの全選手入線後に映像により再確認を行う。
- 6 映像により明確に確認できた場合のみフライングとする。
- 7 目視で確実に判断できなかった場合は判定を行わない。
- 8 映像確認により他選手の違反が判明した場合であっても、目視で確認できていないものは適用しない。

第51条 斜行

- 1 スタート後3m以内で設置ラインを越えてはならない。
- 2 故意の寄せ行為を禁止する。
- 3 同一方向へ2度以上寄せた場合は故意と判断する。
- 4 ゴール前で後方選手の進路を塞ぐ行為を禁止する。
- 5 2歳および3歳クラス等、主催者が困難と判断した場合は適用しない。

第52条 コース内不正行為

- 1 手で掴む、蹴る、体当たり等の危険行為を禁止する。
- 2 コーンやバーを移動させる接触を禁止する。
- 3 ショートカットを行った場合は当該選手を最後尾扱いとする。
- 4 スポーツマンシップに反する行為は審判団の判断で違反とする。

第53条 補助行為

- 1 コース内で保護者またはスタッフが選手を補助した場合、当該選手を最後尾扱いとする。
- 2 ゴールライン未通過の場合も同様とする。
- 3 複数該当者がいる場合は走破距離の短い者を下位とする。

第11章 接触・進路妨害規定

第54条 基本原則

- 1 接触の有無は違反成立の条件としない。
- 2 違反の有無は走行行為に基づき判断する。
- 3 相手選手の走行余地を減少または消滅させた場合、違反が成立する。
- 4 違反成立時はペナルティポイントを付与する。

第55条 用語の定義

- 1 「走行余地」 他選手が減速・停止を行わずに走行を継続できる進路をいう。
- 2 「並走状態」 後続の前輪先端が前走者の前輪軸線に到達した状態をいう。
- 3 「前後関係の成立」 一方の後端から約1.5m以上の間隔が確保された状態をいう。
- 4 「判定時点」 接触の瞬間ではなく、走行継続が不可能となった時点を基準とする。

第56条 進路変更の原則

- 1 選手はコース上のいかなる区間においても進路変更を行うことができる。
- 2 進路変更は相手選手の走行余地を残す範囲で行わなければならない。
- 3 進路変更により相手選手に減速・停止・進路変更が必要となった場合、違反とする。

第57条 並走状態における走行

- 1 並走状態においては互いに走行を維持できる範囲で走行すること。
- 2 並走状態から相手の走行余地を消滅させた場合、違反とする。

第58条 前方への進路取得

- 1 前後関係成立前であっても、相手の走行余地が維持される範囲で前方へ進路を取ることができる。
- 2 前後関係成立前に進路を横断し相手の走行を妨げた場合、違反とする。

第59条 コーナーにおける走行

コーナー進入時や旋回中においても前条までの規定を適用する。

第60条 違反不成立

次のすべてを満たす場合、違反は成立しない。

- 1 双方が進路変更を行わず接近した場合
- 2 減速・停止・進路変更が発生していない場合

第61条 並走の判断補足

並走は前輪同士が横方向に概ねハンドル幅以内に位置した状態を目安として判断する。

第62条 進路変更の判断

次の行為が確認された場合は違反とする。

- 1 直前に急激な進路変更を行った場合
- 2 相手の進行方向を予測不能な形で横断した場合

第63条 違反成立の判断

転倒の有無は違反成立の条件としない。

走行継続が可能であった場合でも、進路を著しく制限したと認められる場合は違反とする。

第12章 ペナルティおよびチャレンジ規定

第64条 ペナルティポイントの対象

- 1 ペナルティポイントは、次のいずれかに該当した場合に交付する。
 - (1) フライング判定
 - (2) 斜行行為
 - (3) コース内不正行為
- 2 ペナルティポイントは同一大会内で累積する。

第65条 累積ペナルティ

ペナルティポイントの累積に応じて次の処分を行う。

- 1ポイント目 警告
- 2ポイント目 3着順位降格（適用できない場合は最後尾）
- 3ポイント目 失格

第66条 決勝レースの特例

決勝レースにおいては初回違反であっても警告を行わず3着順位降格とする。
既に累積がある場合は累積回数を優先する。

第67条 その他の違反による順位処理

次の場合は最後尾扱いとする。

- 1 コースの不正通過
- 2 コース内での補助行為
- 3 ゴールライン未通過

第68条 チャレンジ制度

- 1 不正行為または着順判定に不服がある場合、異議申立てを認める。
- 2 申立ては順位確定後1分以内とする。
- 3 申立てがあった場合、全レースを中断し審判複数名で再判定を行う。
- 4 誤審が認められた場合、順位を再確定する。
- 5 誤審が認められなかった場合、当該選手は次回開催イベントの土曜日レースへの出場を停止する。
- 6 申立ては該当選手および同伴者のみ行える。

第69条 判定映像

- 1 判定および再判定に使用する映像は大会実行委員会または審判団が撮影または管理する映像に限る。
- 2 参加者、保護者、観客その他第三者が撮影した映像は判定資料として使用しない。
- 3 映像は原則として公開しない。

第13章 ゴール判定およびゴールエリア

第70条 着順判定

- 1 着順は車両の接地面がゴールラインに到達した順に確定する。
- 2 判定は審判2名の目視により行う。
- 3 判定が困難な場合は映像確認を行う。
- 4 映像は原則公開しない。

第71条 ゴール後の待機

- 1 選手はゴールした順に指定された待機位置に整列する。
- 2 審判の指示に従いその場で待機しなければならない。
- 3 順位カード、ランクカード、賞状または車検証を受け取った後に移動する。

第72条 接触禁止

- 1 ゴール後から指示があるまで、同伴者を含めいかなる者も選手および装備に触れてはならない。
- 2 安全上必要と審判が判断した場合のみ例外とする。

第73条 出走拒否

- 1 選手が出走を拒否した場合、同伴者は車両を持ってゴールエリアへ移動し指示を受ける。
- 2 複数いる場合はじゃんけん等により順位を決定する。
- 3 スタート後にゴールできなかった選手を上位とする。

第74条 再車検移動

車検証を受領した選手は速やかに車検エリアへ移動し再車検を受ける。

第14章 表彰

第75条 大会表彰

- 1 各大会における表彰順位はA決勝の最終結果に基づき決定する。
- 2 A決勝の順位に基づき上位10名を表彰対象とする。
- 3 表彰の方法および授与内容は大会ごとに主催者が定める。
- 4 表彰対象者は主催者の指示に従い速やかに表彰エリアへ集合しなければならない。

第76条 再車検

- 1 A決勝終了後、表彰対象候補者に対し再車検を実施する。
- 2 再車検では車両規定および服装・装備規定への適合を確認する。
- 3 規定に適合しない状態が確認された場合、当該選手の成績は出走資格取消とする。
- 4 前項の場合、順位の繰り上げは行わない。
- 5 表彰は再車検完了後に確定する。

第77条 再車検前の接触禁止

- 1 レース終了後から再車検完了までの間、保護者および同伴者は原則として車両および装備に触れてはならない。
- 2 審判または大会スタッフが安全上必要と判断した場合を除く。
- 3 本条に違反した場合、当該選手は出走資格取消とする。

第78条 年間表彰

- 1 第12戦終了後、年間ランキングに基づく年間表彰を行う。
- 2 個人ランキングは各クラスごとに上位10名を表彰対象とする。OPENクラスも同様に表彰対象とする。
- 3 チームランキングに基づくチーム表彰を行う。
- 4 表彰内容および授与方法は主催者が別途定める。

第15章 撮影規定

第79条 基本事項

- 1 ランバイク競技は選手が高速で走行するため、コース内撮影には危険が伴うことを理解しなければならない。
- 2 撮影者は運営、主催者、コース管理者および係員の指示に従わなければならない。
- 3 設営物、選手、器材等に損害を与えた場合は撮影者が賠償責任を負う。
- 4 撮影中の事故について、主催者および参加者に重大な過失がない限り補償を求めてはならない。

第80条 立入禁止区域

- 1 次の区域は撮影者の立入を禁止する。
 - (1) コーナー出口等の危険区域
 - (2) 救護および医務室周辺
 - (3) 主催者が指定する立入禁止帯

第81条 コースサイド撮影

- 1 安全が確保できる位置のみ撮影を認める。
- 2 選手の走行ラインに立ち入ってはならない。
- 3 コース内移動時は選手に注意すること。
- 4 退避指示があった場合は直ちに従わなければならない。

第82条 服装および装備

- 1 主催者が貸与するビブスを着用しなければならない。
- 2 ビブスは返却義務を負う。紛失または破損時は実費請求とする。
- 3 選手の視界に入りやすい色の服装を避けなければならない。

第83条 撮影マナー

- 1 観客および保護者の視界を妨げてはならない。
- 2 他の撮影者の撮影位置を妨害してはならない。
- 3 大声等により選手の行動を誘導してはならない。
- 4 身分確認の提示を求められた場合は応じなければならない。

第84条 撮影者ミーティング

- 1 主催者が必要と判断した場合、撮影者ミーティングを開催する。
- 2 出席が義務付けられた場合、不参加者のコース内撮影を認めない。

第85条 肖像権および二次利用

- 1 大会中に撮影された写真および映像は主催者の管理する肖像権の範囲内で扱う。
- 2 未成年が写るため、SNS等での公開は十分配慮しなければならない。

第86条 安全行動

- 1 許可が出るまでコースへ入場してはならない。
- 2 レース中のコース横断を禁止する。
- 3 撮影時は低い姿勢を保ち走行方向を常に確認する。
- 4 転倒発生時は救護動線を妨げない位置へ退避する。

第87条 撮影機材

- 1 三脚、ジンバル、アクションカム等は写真撮影と同等の規定を適用する。
- 2 レース中の伴走撮影を禁止する。
- 3 伴走撮影は練習走行時のみ認める。

第88条 ドローン撮影

- 1 事前申請および主催者許可を必要とする。
- 2 法令上の許可を取得していない場合、飛行を認めない。

第89条 違反時の措置

違反が確認された場合、次の措置を行う。

- 1 注意
- 2 撮影位置制限
- 3 コース内撮影禁止
- 4 退場
- 5 今後の大会参加禁止

第16章 遵守事項および安全管理

第90条 規約遵守

- 1 参加者および同伴者は本規約ならびに大会スタッフの指示に従わなければならない。
- 2 参加者および同伴者は自己の行動に責任を負うものとする。

第91条 保険および責任

- 1 事故が発生した場合の補償は大会で加入する傷害保険の範囲内とする。
- 2 参加者は他の参加者、大会スタッフまたは関係者に対し責任追及および損害賠償請求を行わない。

第92条 会場内安全

- 1 本コースおよび練習コース以外の場所でのランバイク乗車を禁止する。
- 2 レース中はライダーおよびスタッフ以外のコース立入を禁止する。
- 3 レース中の無線機およびインカムの使用を禁止する。

第93条 撮影および肖像権

大会中に撮影された写真および動画について主催者は自由に使用できるものとし、参加者は肖像権等の主張を行わない。

第94条 中止および返金

- 1 荒天、災害、事故等により大会を中止または中断する場合がある。
- 2 前項の場合、参加料の返金を行わない。
- 3 参加費支払い後のキャンセルによる返金を行わない。

第95条 会場マナー

- 1 ゴミは各自持ち帰ること。
- 2 施設を清潔に使用すること。
- 3 会場内および駐車場での飲酒を禁止する。
- 4 指定場所以外での喫煙を禁止する。

第96条 判定への抗議

- 1 審判の判定に対する直接の抗議、威圧、暴言その他大会運営を妨げる行為を禁止する。
- 2 判定に関する申し立ては第68条に定めるチャレンジ制度のみ認める。
- 3 本条に違反した場合、当該選手を失格とし、必要に応じて大会参加停止等の措置を行う。

後書き

— 競技としての約束 —

本ルールブックは、選手を制限するためのものではなく、
選手の努力を正しく評価するために存在します。

規則があることで競技の公平性が保たれ、
結果に意味が生まれ、成長が記録として残ります。

RCSは、子どもたちが過去の自分を超越する経験を積み重ねられる舞台であり、
続けることを目指します。

競技に関わるすべての人が互いを尊重し、
スポーツとしての価値を共有することで、この大会は成り立ちます。

本大会が、選手にとって挑戦の場となり、
将来へつながる経験となることを願っています。